

## 法標識shouldとその歴史的発達

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2008-03-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大村, 光弘 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00001106">https://doi.org/10.14945/00001106</a>

# 法標識 should とその歴史的発達

大 村 光 弘

## 1 はじめに

本稿では、Quirk *et al.* (1985)が推定のshould(*putative should*)と呼んでいる助動詞shouldの用法を扱う。とりわけ、推定のshouldを共時的に分析していたのではその用法を包括的に説明できないことを示す。

中心的主張は次のようなものである。推定のshouldは、前法助動詞sculanが文法化した結果、意味内容をほとんどもたない機能的要素として発達したものである。文法化という概念に基づいた推定のshouldの通時的分析は、共時的記述では捉えられない推定のshouldの特性を歴史変化という縦のつながりの中で捉えることができる。

第1段階：義務（または、必然性）という意味をもっていた動詞sculanが、意味的に調和する母型述語の補文に用いられた。

第2段階：動詞sculanが文法化を経て、形式的に用いられる機能的要素に変化していった。

第3段階：機能的要素と化した法標識shouldは様々な補文に拡張していった。とりわけ、感情述語の補文に法標識shouldが用いられると、母型主語が思いもよらない理由によってある種の感情を誘発させられたことを含意するという修辭的效果を生む。

第4段階：この修辭的效果を生じさせる方略は、感情的表現を含まない事例にも拡張していった。

## 2 推定のshould

2.1節では、推定のshouldが現れる環境について整理する。また、2.2節では、推定のshouldが現れる環境に関わる幾つかの疑問点を指摘し、後の議論のための出発点としたい。

### 2.1 推定のshouldが現れる環境

Quirk *et al.* (1985)は、“推定的状況(putative situation)”という概念を表すthat節において広く用いられる法助動詞shouldを推定のshouldと呼んでいる。“推定的状況”とは、話者が、現在生じているかもしれないと認めている状況、或いは、将来生じる可能性があるかと認めている状況をさす (Quirk *et al.* (1985:234, 1014)参照)。

Quirk *et al.* (1985)は、主としてthat節中に現れ、義務の意味を表さない法助動詞shouldの生起環境を意味論的に特徴づけるために、推定的状況という概念を導入したものである。その結果、推定のshouldを容認する母型述語の意味タイプは多岐にわたっている。

#### I. 勧告動詞(suasive verbs)の補文<sup>1</sup>

- (1) Cristie, *Murder on the Orient Express*, p.80

His compartment was already made up for the night, so I suggested that he should come along to mine.

(彼の寝台のしたくはすでに整っていたので、一緒にわたしのところに来るようにおさそいしました。)

- (2) Cristie, 'The Adventure of Johnnie Waverly,' p.158

The writer had the impudence to demand that I should pay him twenty-five thousand pounds — twenty-five thousand pounds, M. Poirot!

(その手紙を書いた奴は図々しいことに、わたしに25000ポンド払えと要求したんです — 25000ポンドですよ、ポアロさん。)

- (3) Cristie, *The Secret Adversary*, p.112

It was arranged that Tuppence and Julius should return to the Ritz, and call for Sir James in the car.

(タペンスとジュリアスはひとまずリッツ・ホテルに帰り、それから車で  
ジェームズ卿を迎えに行くことに話が決まった。)

(4) *Cristie, The Secret Adversary*, p.129

“We prefer,” said the German coldly, “that you should remain here. . . . .”

(「われわれは、おまえがここに残ることを主張する。」と、そのドイツ人は冷酷な口調で言った。)

II. 法性(modality)または意志(volition)に関わる概念を表す形容詞の補文<sup>2</sup>

(5) *Cristie, Murder on the Orient Express*, p.29

You are going through to England, so it is better that you should stay in the through coach to Calais.

(あなたはイングランドまでとおしでいかれるのだから、カレー行きの車両にいた方がよい。)

(6) *Cristie, Murder on the Orient Express*, p.65

I know why it was imperative he should leave America.

(彼がアメリカを離れなくてはならなかった理由もわかりました。)

(7) *Cristie, Murder on the Orient Express*, p.67

Tout de meme, it is not necessary that he should be killed on the Orient Express.

(だがなにも、オリエント急行で殺されなくてもいいじゃないですかねえ。)

(8) *Cristie, The Secret Adversary*, p.41

It is absolutely essential that we should without delay map out a plan of campaign.

(なになにでも即刻、作戦計画をたてることがなによりも大切なのよ。)

(9) *Cristie, The Secret Adversary*, p.75

It seemed incredible that Tommy, if all was well with him, should not send any word to her.

(トミーが無事であるならば、まだ何も連絡してこないことがタペンスにはひどく気がかりだった。)

- (10) Doyle, 'The Boscombe Valley Mystery,' p.98

Mr. McCarthy was very anxious that there should be a marriage between us.

(マッカーシーさんは私たちの結婚を大変熱心に望んでいました。)

### Ⅲ. 感情を表す動詞または形容詞<sup>3</sup>

- (11) Christie, *The Secret Adversary*, p.98

"I'm surprised you should have been gulfed so easily," said Tuppence scornfully.

(あなたがこんなにあっさりと、してやられるなんて驚いたわ。』と、タペンスは軽蔑した口調で言った。)

- (12) Christie, *The Secret Adversary*, p.114

It seemed a pity that her infirmity should be talked about — might damage her prospects.

(彼女の病名が話題にのぼるのは気の毒におもわれましたし — なにより彼女の将来が台無しになってしまうでしょうから。)

- (13) Christie, 'Tape-measure Murder,' p.91

It seemed odd that he should have come to live in the country, he had so clearly lived in towns all his life.

(これまでずっと町で快適な生活を送ってきただけに、こんな田舎で暮らすためにやってきたことがおかしくらいだった。)

- (14) Doyle, 'The Red-Headed League,' p.40

It is exceedingly unfortunate that you should be a bachelor.

(あなたが独身だなんて、まったくもって残念なことです。)

- (15) Doyle, 'A Case of Identity,' p.65

It seemed funny that I should ask his leave, as he was only a few

years older than me.

(父の許可を請うというのも変な気がしました。というのも、わたしとそんなに歳が違わないからです。)

- (16) Doyle, 'The Adventure of the Beryl Coronet,' p.250

It seems rather sad that his relatives should allow him to come out alone.

(彼の身内が彼を一人で外出させたとは、なんて悲しいことだろう。)

IV. 母型述語が I・III のタイプに当てはまらない場合

- (17) Christie, *The Secret Adversary*, p.203

"Have we arrived? I never thought we should!"

(「あたしたち、着いたの? まさか、無事にここまで来られるとは思っていなかったわ!」)

- (18) Christie, *The Secret Adversary*, p.210

I felt sure I should die soon, and that nothing really mattered.

(もうすぐ死ぬにちがいないと、わたしにははっきり感じられました。そして、なにがどうなってもかまわないと思ったのです。)

- (19) Christie, *The Secret Adversary*, pp.214-215

It was no part of his plan that that huge bribe should ever be offered to her.

(彼女に巨額な賄賂をつかうなんてことは、彼の頭にはまったくなかった。)

- (20) Doyle, 'A Case of Identity,' p.66

Yes; and he seemed to think, with me, that something had happened, and that I should hear of Hosmer again.

(はい。父も私と同じことを考えているようでした。つまり、何か思いがけないことが起こったのだから、またホズマーから連絡があるだろうと。)

- (21) Doyle, 'The Boscombe Valley Mystery,' p.102

His son, you see, had grown up, and so had my girl, and as I was

known to be in weak health, it seemed a fine stroke to him that his lad should step into the whole property.

(奴の息子もあのように成長したし、私の娘もそうです。わたしは体が弱いことで知られていましたので、奴は自分の息子に私の全財産を継がせるといううまい方法を思いついたようでした。)

02 Doyle, 'The Boscombe Valley Mystery,' p.103

It drove me mad to think that I and all that I held most dear should be in the power of such a man as this.

(わたしばかりか、なによりも愛おしいアリスまでもが、こんな奴の思い通りにされるのかと思うと、気が狂いそうになりました。)

V. 母型述語が省略されている場合<sup>4</sup>

03 Cristie, *The Misterious Affair at Styles*, p.65

"That my mother should have made a will on the very day of her death!"

(「母が死ぬその日に遺言状を作っておいたなんて!」)

04 Doyle, 'The Boscombe Valley Mystery,' p.103

But that my girl should be entangled in the same meshes which held me was more than I could suffer.

(でも、娘が私が捕らわれたのと同じ罠に巻き込まれるなんてことは、このうえなく耐えられないことでした。)

VI. 上記以外の埋込節に推定のshouldが現れる場合

05 Cristie, *The Secret Adversary*, p.126

"Can you give us any reason why we should not put you to death?" asked the German.

(「それでは、われわれがおまえを殺さないと言う理由を示すことができるか?」とドイツ人がたずねた。)

06 Doyle, 'The Boscombe Valley Mystery,' p.97

One was the fact that his father should, according to his account,

cry ‘Cooee!’ before seeing him.

(ひとつは、彼の説明によれば、父親が彼の姿を見ていないのに「クーイー」と叫んだという事実である。)

## VII. 母型節に推定のshouldが現れる場合

⑦7) *Cristie, The Secret Adversary*, p.29

“What should we have to do?” she breathed.

(「いったいどういふことをすればよろしいんですの。」と彼女はかすれた声で言った。)

⑦8) *Cristie, The Secret Adversary*, p.60

The Labour leaders. Without them, as you say, we can do nothing. If they do not declare a general strike on the 29th — ”  
“Why should they not?”

(「問題は労働組合の指導者たちです。あなたが言われたように、彼らなしでは、われわれはなにひとつできないのですから。もし指導者たちが、二十九日にゼネストを宣言しなかったら — 。」「どうしてまた、そんなことを?」)

## 2.2 推定のshouldの分布に関わる疑問点

2.1節でみた母型述語のタイプⅠ・ⅡとタイプⅢの比較から始めてみよう。よく知られているように、タイプⅠ・Ⅱの述語に選択される補文において推定のshouldと仮定法とで書き換えが可能である。<sup>5</sup>

⑦9) a. The committee proposed that Mr. Day be elected.

b. They recommend that this tax be abolished.

c. It is important that he not stay beyond the end of the month.

ところが、タイプⅢの述語に選択される補文で仮定法が用いられることはない。

⑦0) a. I’m surprised that he should feel lonely.

b. \*I’m surprised that he feel lonely.



このことは、タイプⅠとタイプⅡが何らかの意味的基準に基づいてひとまとめに括られる可能性を示している。また、タイプⅢは、これらタイプⅠ・Ⅱが属するのとは異なった意味類に属することが予測される。もしそうなら、タイプⅠ・Ⅱの述語に選択される補文とタイプⅢの述語に選択される補文は、まったく同一の意味機能を果たしているとは言えなくなる。ここで、以下に示す第1の疑問を提起したい。

疑問1 タイプⅠ・Ⅱの述語に選択される補文に生じる推定のshouldと、タイプⅢの述語に選択される補文に生じる推定のshouldの間に違いはあるのか。もし違いがあるとすれば、それはどんな違いであるのか。

つぎに、タイプⅣ・Ⅵに目を向けてみよう。タイプⅠからタイプⅢの述語に関しては、これらの述語のもつ意味内容と推定のshouldの生起との間に密接なつながりが存在する。しかしながら、タイプⅣ・Ⅵに関しては、同一の意味類に属する述語が推定のshouldの生起を決定しているようには思えない。ここで、特定の母型述語の補文として特徴づけることができない環境において、如何にして推定のshouldが容認されるのかという疑問が生じる。

疑問2 特定の母型述語の補文として特徴づけることができない環境において、如何にして推定のshouldは容認されるのか。

母型節に生じる推定のshouldに議論を移してみよう。タイプⅠ～Ⅵに関しては、推定のshouldが埋込節中に生じていた。しかし、タイプⅦに見られるように、疑問詞とともに用いられた場合、推定のshouldは母型節に生じることがある。ここで、3番目の疑問が生じる。

疑問3 如何なる条件の下で推定のshouldは母型節中に生じることができるのか。

最後に、そもそも推定のshouldとは何なのかという疑問も提起したい。これまで提起した3つの疑問点を考慮に入れると、「推論的状况を表すthat節中で頻繁に用いられる法助動詞should」という解答では、いかにも不十分である。とりわけ、推定のshouldの生起する環境を包括的に記述しようとしたためか、

Quirk *et al.* (1985)の用いた“推論的状况”という概念事態もきわめて不明確で曖昧なものとなっている。

疑問4 推定のshouldとは如何なる要素であるのか。また、なぜ現代英語に存在しているのか。

### 3 分析

この節では、通時的視点から、Quirk *et al.* (1985)が推定のshouldと呼んでいる法助動詞shouldの用法を分析する。こうすることによって、共時的分析では解決できない問題に解答を与えることができることを示す。

#### 3.1 shouldの意味と母型述語の意味との調和

OEにおいて、前法助動詞(*premodal*)の1つである*sculan*の中心的意味は、義務(*obligation*)と必然(*necessity*)であった。ただし、OE期において動詞*sculan*が担っていた義務の意味は、現代英語でいえば*have to*に近い強い義務の意味であった。また、動詞*sculan*は本動詞であったので、その過去形は過去の時点での義務や必然を表していた。

β) *O.E.Chronicle* (E), A.D. 1103

& ær he heonne ferde he forgeaf þa þreo þ usend marc  
and soon he hence departed he forgave the three thousand marks

þe him seo cyng Heanrig be foreweard ælce gear  
which to him the King Henry by treaty each year

gifan sceolde.

give had to

'and soon he departed hence he forgave the King Henry the three  
thousand marks that he had to give him every year by treaty.'

この事実に平行して注目したいのは、動詞*sculan*が勧告動詞の補文に生じていたことや、必然・正義(*justice*)・正当性(*propriety*)・適切さ(*fitness*)・習慣(*usualness*)などの概念を表す形容詞や名詞とともに、*it is + adjective/*

noun + that..... の構文に生じていたことである。

② *O.E.Chronicle* (E), A.D. 1083

Ða munecea hit mændon lufelice to him. & beadon hine  
the monks it complained amiably to him and asked him

þ he sceolde healdan hi rihtlice.

that he should govern them rightly

'The monks complained of it amiably to him and asked him that  
he should govern them rightly.'

③ *O.E.Chronicle* (E), A.D. 1123

he sæde þone cyng þæt hit wæs to geannes riht þæt man scolde  
he said the king that it was against law that man should

setten clerc ofer muneces.

set secular cleric over monks

'He said to the king that it was against the law that a secular  
cleric should be set over monks'

既に述べたように、前法助動詞 *sculan* は義務または必然の意味を担っていた。これらの意味は、(32)-(33)に示したような母型述語のもつ意味内容と調和している。この調和という概念は、2.1節で見たタイプ I とタイプ II の母型述語に適用できる。なぜなら、タイプ I とタイプ II の母型述語の意味内容と助動詞 *should* のもつ義務の意味とが調和しているからである。このように、母型述語の意味内容と *sculan* / *should* の調和という概念に基づいて、通時的・共時的事実を包括的に扱うことができるのであれば、これほど単純な説明方法はない。

しかしながら、われわれは(34)-(37)に示したような事例にも説明を与えなければならぬ。

④(=9) *Cristie, The Secret Adversary*, p.75

It seemed incredible that Tommy, if all was well with him, should  
not send any word to her.

③⑤(=⑩) Doyle, 'The Boscombe Valley Mystery,' p.98

Mr. McCarthy was very anxious that there should be a marriage between us.

③⑥(=⑪) Christie, *The Secret Adversary*, p.98

"I'm surprised you should have been gulped so easily," said Tuppence scornfully.

③⑦(=⑫) Doyle, 'The Boscombe Valley Mystery,' p.97

One was the fact that his father should, according to his account, cry 'Cooee!' before seeing him.

これらの事例において、助動詞shouldのもつ義務の意味と母型述語の意味内容は調和していない。タイプ I・II の述語に選択される補文に生じる推定のshouldとその他の推定のshouldの事例に対して、別々の説明を与えることは好ましくない。そこで、次節では、文法化(grammaticalization)という概念に基づいて、推定のshouldの発達を分析することにする。文法化に基づいた説明の下では、調和の概念を取り込んだ形で、(34)-(37)の事例にも説明を与えることができる。

### 3.2 文法化と推定のshouldの発達

研究者によって定義は異なるものの、文法化とは、もともと意味内容をもった語彙項目が次第にその意味内容を希薄化させていく現象として述べることができる(Bybee *et al.* (1994), Heine *et al.* (1991), Hopper and Traugott (1993)等を参照)。別の言い方をすると、文法化とは、内容語が機能的な要素に変化していく過程である。

この変化は、本稿が扱っている推定のshouldの発達にあてはまる。なぜなら、もともと強い義務(または、必然性)という意味を担っていた動詞sculanが、その意味を希薄化させ、結果として意味内容がゼロに近い推定のshouldに発達したというシナリオが想定できるからである。このシナリオの下で、3.1節で用いた調和の概念が利用できる。第1段階は次のようなものである。

第1段階：動詞sculanは義務(または、必然性)という意味をもっていたの

で、母型述語がこの意味と調和しているとき、その補文に生じていた。

実際、OE期において、母型述語と調和しない文脈（たとえば、タイプⅢの母型述語の補文内）で動詞sculanが用いられている例は見られない。<sup>6</sup>

第2段階として考えられることは、動詞sculanの担っていた義務（または、必然性）の意味が薄れて、ある種の補文内で形式的に用いられる機能的要素に変化していったということである。この想定は信憑性の高いものである。なぜなら、母型述語の意味と動詞sculanの意味が調和しているということは、母型述語の意味から動詞sculanの意味が推論されることを意味するからである。

第2段階：動詞sculanは文法化（時制形態の消失に伴うshouldへの形態的収束を含む）を経て、ある種の補文内で形式的に用いられる機能的要素に変化していった。

第2段階の変化を助長した要因として、屈折の水平化にともなう仮定法形態素の消失が考えられる。OE期では、タイプⅠやタイプⅡの述語の補文に現れる動詞は仮定法で標示されるのが普通であった。

68 *Ancient Laws* (Thorpe) i, 240, 12 — Visser (1984<sup>3</sup>: 828)

Æðelstan beot his biscopum, þ̅ ge þone frið healdan.  
Æðelstan decreed his bishops that you that security keep(SUBJ)  
'Æðelstan told his bishops that you should keep the peace.'

69 *Ælfric, Hom.* (Thorpe) II, 416

... þone ðu bæde þæt he ðe asende his deofellican englas  
whom you beseeched that he send(SUBJ) his devilish angels

to minre dare

to my injury

'... whom you beseeched that he would his devilish angels to my injury'

仮定法の分布を言語普遍的方法で記述するのは不可能であるが、暫定的に、「断定以外の発話行為を行う際に用いる命題内容を表す手段」と考えておくことにしよう。屈折の水平化によって仮定法の形態が消失してくると、(とりわけ、直説法との区別を行う必要がある場合には)これに代わって法(mood)を標示する手段が必要となってくる。このとき法標識(mood marker)として選ばれたのが文法化によって機能的要素となりつつあった助動詞shouldであったと思われる。また、アメリカ英語では助動詞shouldの文法化が進みゼロ要素となり、動詞の無屈折形を用いる傾向にあると考えられる。

つぎに、第3段階に議論を移してみよう。第3段階では、法標識shouldが、義務や必然といった意味と調和しない意味内容を持つ母型述語の補文に拡張していったと仮定する。

第3段階：法標識shouldが、義務や必然といった意味と調和しない意味内容を持つ母型述語の補文に拡張していった。

ここで注目しておきたいのは、法標識shouldは仮定法の代用要素であると想定したので、命題内容が真であることを主張する(または、命題が真である度合いに言及する)文脈では使用されることが予測されることである。実際、このことは現代英語に当てはまる。

- (40) a. \*I'm certain that they should deny my request.
- b. \*I'm sure that they should deny my request.
- c. \*It's evident that they should deny my request.
- d. \*It's obvious that they should deny my request.

- (41) a. \*It's possible that they should deny my request.
- b. It's impossible that they should deny my request.
- c. Is it possible that they should deny my request ?

### 3.3 発話内の力を修飾するshould

この節では、(42)-(44)に示したような助動詞shouldの用法を説明する。

(42)(=9) Cristie, *The Secret Adversary*, p.98

"I'm surprised you should have been gulfed so easily," said Tuppence scornfully.

(43 (=23) Cristie, *The Mysterious Affair at Styles*, p.65

"That my mother should have made a will on the very day of her death!"

(44 (=26) Doyle, 'The Boscombe Valley Mystery,' p.97

One was the fact that his father should, according to his account, cry 'Cooe!' before seeing him.

3.2節では、法標識shouldが様々な補文に拡張していったことをみた。ただし、3.2節で扱った補文は、いわゆる仮定法現在と言い換えが可能であった。(42)-(44)に示した事例は、この言い換えを許さないタイプである。

2.2節では、法標識shouldは命題が真であることを主張する（または、命題が真である度合いに言及する）文脈で用いられないと提案した。ここでは更に、法標識shouldはこの特性の故に、話者がある命題が真であるという前提をあえて避けるときに用いられるようになったと仮定する。もう少し具体的に言うと、この方略が用いられるようになったのは、感情を表すタイプⅢの母型述語（以下、感情述語）の補文である<sup>7,8</sup>。この方略の下で法標識shouldを含む補文は、(43)のように、発話内の力（この場合は、感嘆(exclamation)）を修飾する機能を果たしたり、(42)と(44)のように、ある種の修辭的効果をもたらすことがある。意味的には、叙実述語の補文は母型節で表されている事態の原因を表しているため、感情の発生を修飾する要素として位置づけることが可能である。したがって、母型主語が思いもよらない理由によってある種の感情を誘発させられたとき、法標識shouldを含む補文を用いることが可能だったのである。

本節の仮説は、感情述語の補文に仮定法現在が用いられない事実を説明できる。仮定法現在と法標識shouldの言い換えが可能であるのは、命題レベル同士の言い換えであるからである。これに対して、感情表現の補文と仮定法現在の言い換えは、発話内の力（または、それよりも高次レベル）に関わるレベルと命題レベルの言い換えに他ならず、異なったレベル同士の言い換えになるので許されないのである。

### 3.4 母型節に現れる推定のshould

最後に、母型節に現れる推定のshouldを考察してみたい<sup>9</sup>。

(49(=27)) *Cristie, The Secret Adversary*, p.29

“What should we have to do?” she breathed.

この用法に対しては2つの解決案を提示したい。1つめは、補文内で確立した法標識shouldの用法が母型節に拡張したという考え方である。疑問文は断定を行う言語手段ではないので、法標識shouldがそこに現れてもおかしくはない。2つめは、そもそも母型節において義務または必然に関わる疑問文として用いられていたのが、動詞sculanが文法化した結果、法標識の用法が定着した。最終的な決着には更なる調査が必要である。

## 4 結語

本稿では、Quirk *et al.* (1985)が推定のshouldと呼んでいる助動詞shouldの用法を扱った。分析の方法論として、推定のshouldを共時的に分析していたのではその用法を包括的に説明できないので、通時的視点を加えることが重要であると提案し、これを実行した。推定のshouldの共時的記述に対して4つの疑問点を指摘し、これに解答を与えた。

疑問1 タイプI・IIの述語に選択される補文に生じる推定のshouldと、タイプIIIの述語に選択される補文に生じる推定のshouldの間に違いはあるのか。もし違いがあるとすれば、それはどんな違いであるのか。

疑問2 特定の母型述語の補文として特徴づけることができない環境において、推定のshouldは如何にして容認されるのか。

疑問3 如何なる条件の下で推定のshouldは母型節中に生じることができるのか。

疑問4 推定のshouldとは如何なる要素であるのか。また、なぜ現代英語に存在しているのか。



推定のshouldは、前法助動詞sculanが文法化した結果、意味内容をほとんどもたない機能的要素として発達したものとして説明された。文法化という概念に基づいた推定のshouldの通時的分析は、共時的記述では捉えられなかった推定のshouldの特性を歴史変化という縦のつながりの中で捉えることができた。第1段階では、義務（または、必然性）という意味をもっていた動詞sculanが、意味的に調和する母型述語の補文に用いられた。第2段階では、動詞sculanが文法化を経て、形式的に用いられる機能的要素に変化していった。さらに、第3段階では、機能的要素と化した法標識shouldが様々な補文に拡張していった。とりわけ、感情述語の補文に法標識shouldが用いられると、母型主語が思いもよらない理由によってある種の感情を誘発させられたことを含意するという修辭的效果を生むことを示した。この修辭的效果を生じさせる方略は、感情的表現を含まない事例にも拡張していった。結果として、話者がある種の前提に対して疑念を抱いているような事例（(44)参照）にも拡張されていった。

<sup>1</sup> Quirk *et al.* (1985:1182)は、勧告の動詞として以下のような動詞をあげている。

- |           |             |           |           |
|-----------|-------------|-----------|-----------|
| (i) agree | demonad     | intend    | recommend |
| allow     | desire      | move      | request   |
| arrange   | determinive | ordain    | require   |
| ask       | enjoin      | order     | resolve   |
| beg       | ensure      | pledge    | rule      |
| command   | entreat     | pray      | stipulate |
| concede   | grant       | prefer    | suggest   |
| decide    | insist      | pronounce | urge      |
| decree    | instruct    | propose   | vote      |

<sup>2</sup> Quirk *et al.* (1985:1224)は、この主の形容詞の例として次のような形容詞をあげている。

- |                 |            |            |            |
|-----------------|------------|------------|------------|
| (i) appropriate | essential  | important  | necessary  |
| vital           | compulsory | fitting    | impossible |
| obligatory      | crucial    | imperative | improper   |
| proper          |            |            |            |

<sup>3</sup> Quirk *et al.* (1985)は、感情動詞の例として(i)にあげた動詞を、また、感情形容詞として(ii)にあげた形容詞を例示している。

(i) regret	marval	rejoice	wonder	Quirk <i>et al.</i> (1985:1183)
(ii) awkward	logical	alarming	perplexing	
curious	odd	annoying	pleasing	
disastrous	peculiar	depressing	shocking	
dreadful	sad	disappointing	surprising	
extraordinary	silly	embarrassing		
fortunate	tragic	frightening		
irrational	unfortunate	irritating		

<sup>4</sup> この構文は、感嘆を表すので、したがって発話内の力(illocutionary force)をもつ。to不定詞で始まる形式は接続詞thatで始まる形式よりも口語的である。詳細については、Quirk *et al.*(1985:841)を参照。

- (i) a. To think that she could be so ruthless!  
 b. To think that I was once a millionaire!  
 c. To think that they would turn me down!  
 d. To think that he should be so mean!  
 e. To think that you might have been killed! (Quirk *et al.*(1985))

<sup>5</sup> 推定のshouldはイギリス英語で用いられ、仮定法はアメリカ英語で用いられる傾向にある。

<sup>6</sup> この段階では、仮定法とshouldの用法の相互関係を考慮に入れていない。

<sup>7</sup> 感情述語は、いわゆる叙実述語(factive predicate)である。

<sup>8</sup> 感情述語の補分に法標識shouldが用いられるようになった理由として、(i)に示したように、すでにOE期において感情を表す述語の補分の中で前法助詞sculanが用いられていたことが考えられる。

- (i) Ælfred, *Bede*(Miller) 354, 29; Visser(1978<sup>2</sup>:1652)  
 Ic ondred... ðæt þu sceolde to swiðe gedrefed & afyrhted beon.  
 I feared that you should very much disturbed and frightened be  
 'I feared...that you should be disturbed and frightnrnd very much'

<sup>9</sup> (45)は、いわゆる修辞疑問文(rhetorical question)である。この例において、助動詞shouldが義務の意味をもたないことは、have toと共起していることから明白である。

## 引用文献

- Bybee, Joan, Revere Perkins and William Pagliuca (1994) *The Evolution of Grammar; Tense, Aspect, and Modality in the Languages of the World*, Chicago and London: The University of Chicago Press.
- Heine, Bernd, Ulrike Claudi and Friederike Hünemeyer (1991) *Grammaticalization: A Conceptual Framework*, Chicago and London: The University of Chicago Press.
- Hopper, Paul J. and Elizabeth Closs Traugott (1993) *Grammaticalization*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Quirk, Randolph, Sidney Greenbaum, Geoffrey Leech and Jan Svartvik (1985) *A Comprehensive Grammar of the English Language*, London and New York: Longman.
- Visser, F. Th. (1966, 1972<sup>2</sup>, 1984<sup>3</sup>) *An Historical Syntax of the English Language*, Part II, Leiden: E. J. Brill.
- Visser, F. Th. (1969, 1978<sup>2</sup>) *An Historical Syntax of the English Language*, Part III, Leiden: E. J. Brill.